

門川漁港区域内における小型定置網漁業許可の取扱方針

宮崎県農政水産部

門川漁港区域内の細島港の整備に係る漁業補償により共同漁業権等を放棄した海域では、共同漁業権に基づく共同漁業はもとより、許可漁業についても原則として行われていないが、これら海域の一部区域（以下「対象区域」という。）では、水産資源が多数生息し、又は来遊資源が多いことから小型定置網漁業の良好な漁場を形成する可能性の高い区域が存在する。このため、漁業補償区域という特殊な事情を考慮した上で、水面の総合利用を通じた漁業生産力の発展を目的に対象区域において小型定置網漁業（以下「対象漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を行うこととし、その許可等の取扱いについては、宮崎県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等の制限措置及び条件）

- 第1 知事は、規則第11条第1項及び第13条第1項の規定により、対象漁業に係る許可等の制限措置及び条件（以下「制限措置等」という。）について別表1に定める。
- 2 漁業管理課は、対象漁業の許可に当たって制限措置等を定めようとするときは、別表1の漁場利用調整地域に住所を有する関係漁業者等に意見を聴いた上で、細島港長（以下「関係機関」という。）から書面による承諾を得なければならない。

（許可等の有効期間）

- 第2 対象漁業の許可の有効期間は、規則第15条第2項の規定により1年とする。
- 2 対象漁業の起業の認可の有効期間は10月とし、やむを得ない理由があると認められる場合は、1回に限って延長することができる。ただし、前項の規定による許可の有効期間満了の日までを限度とする。

（継続の許可）

- 第3 対象漁業は、規則第14条の規定による継続の許可等の対象としない。

（許可等の基準）

- 第4 規則第11条第5項の許可等の基準は、次の（1）から（2）の順序で優先し、さらに各号で同順位が複数のときは公正な方法でくじを行い許可等をする者を定める。
- （1）前年に対象漁業の許可等を受けた者の申請

(2) その他の者の申請

(変更の許可の基準)

第5 規則第16条の規定による変更の許可は認めない。

(申請事務の手続)

第6 申請の経由機関、申請書の様式、添付書類等については、宮崎県漁業許可の事務処理要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、次の該当する書類を添付しなければならない。

(1) 前年に対象漁業の許可等を受けた者

対象漁業の許可証又は起業の認可指令書の写し

(2) 前年に対象漁業の許可等を受けた者以外で、操業区域を含む漁業権消滅海域において漁業権消滅以前に共同漁業権に基づく小型定置網漁業を営んでいた者（以下「対象漁業権行使者」という。）

対象漁業権行使者であったことを証する書類

(3) 前年に対象漁業の許可等を受けた者以外で、相続又は合併により対象漁業権行使者から事業の全部を承継した者

対象漁業権者から相続又は合併等により事業の全部を承継したことを証する書類

(4) 様式第1号に定める誓約書

(5) その他知事が必要と認める書類

(資源管理の状況等の報告)

第7 規則第21条の規定による報告は、要領に定めるとおりとする。ただし、要領第5の第2項は適用しないものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、令和7年2月1日から施行する。

別表 1 門川漁港区域内における小型定置網漁業に関する制限措置及び条件

制限措置							条 件
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をするべき漁業者の数	
小型定置網漁業	定めなし	定めなし	日向市倉戸鼻地先のうち、関係機関から承諾を得た区域（別途公示）	関係機関から承諾を得た期間（別途公示）	次の1)及び2)のいずれにも該当する者 1)宮崎県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 2)細島港の整備に係る漁業補償による漁業権消滅以前に共同漁業権に基づく小型定置網漁業を営んでいた者、又は相続若しくは合併により、その者から事業を承継した者	別途公示	1)定置網の使用統数は1統とする。 2)使用船舶は1隻とする。 3)操業中は、網の主要部分に水面1.5m以上の高さのボンテンを付けなければならない。また、夜間の操業においては、当該ボンテンに電灯その他の照明を掲げなければならない。 4)前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の名称及び住所を記載しなければならない。 5)当該漁港・港湾の整備等公共団体が行う事業の実施にあたって、県から指示がある場合は、操業期間中であっても漁具を撤去しなければならない。 6)水産資源保護又は漁業調整上必要がある場合は、操業期間中であっても許可を取り消すことがある。

誓 約 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住所
氏名

私は、今般申請する当該許可漁業の操業区域が漁業権漁業及び許可漁業が原則として認められない区域であることを踏まえ、この漁業許可については特例的に許可されるものであることを理解した上で、この漁業許可の制限措置及び条件を遵守することはもとより、操業区域内において、港湾等の工事や管理に支障を及ぼすことがないように操業することを誓約します。